

ワンストップ特例申請に係る提出書類について（ご案内）

申請書の記載内容につきまして、2016年のマイナンバー制度導入により、個人番号を新たに記入する欄がございますので、ご確認をお願いいたします。

また、添付書類としまして、「個人番号」及び「本人確認」ができる書類の写しが必要となりますので、マイナンバー受け取り状況に応じて、下記の表をご参照のうえ、申請書と合わせてご提出して下さいますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1 マイナンバー受け取り状況に係る、提出書類確認表

マイナンバー受け取り状況パターン	提出書類欄
1. 「マイナンバーカード（個人番号カード）」をお持ちの方	個人番号カードの両面の写し
2. マイナンバーの「通知カード」をお持ちの方	通知カードのコピーと身分証（*）の写し
3. どちらもお持ちでない方	個人番号が記載された住民票の写しと身分証（*）の写し

*運転免許証やパスポート等（写真が表示され、氏名、生年月日または住所が確認できるようにコピーしてください。）

＜ワンストップ特例を申請する皆様へ＞

【ご注意ください】

確定申告をする方や6団体以上にワンストップ特例を申請する方などは、特例が適用されません。

ワンストップ特例を申請しても適用されない場合

- ・ 医療費控除の申告などのため、確定申告をした、又は住民税の申告をした
- ・ 6団体以上にワンストップ特例を申請した
- ・ 寄附した翌年の1月1日の住所地が申請書に記載された市町村でなくなったにもかかわらず、変更の届出がされていない

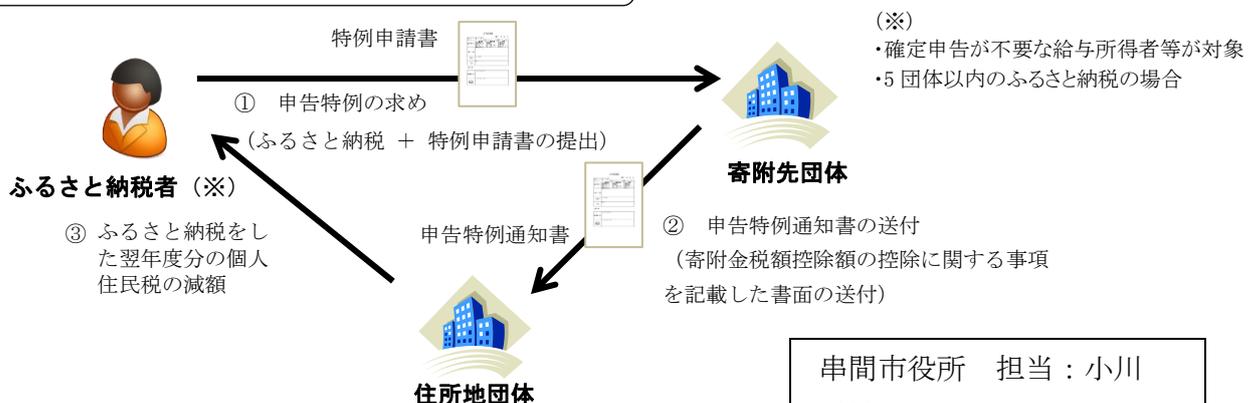
※ ワンストップ特例を申請した後で、市外へ転居するなど申請書の記載事項に変更がある場合には、寄附した翌年の1月10日までに串間市役所に届け出れば特例が適用されます。

ワンストップ特例が適用されなくなった方が、ふるさと納税に係る寄附金控除を受けるためには・・・

確定申告において、ふるさと納税に係る寄附金を申告する必要があります。

詳しくは、下記連絡先までお問い合わせください。

(参考) ふるさと納税ワンストップ特例制度の概要



串間市役所 担当：小川
電話：0987-72-1111